

仕様書

1. 件名

ビジネスフォン更改ならびにセキュリティ強化（UTM）における物品購入及び設置工事

2. 目的

本工事は、老朽化等により不具合が発生している構内交換機及び電話機等の交換整備を行う事と災害対策として現有機器設置場所の変更作業に伴う配線工事を実施するものである。

3. 見積依頼概要

納入機器及び有する機能は以下のとおりとする。

- ① ビジネスフォン主装置（買取） 1 式
 - ・ 光回線 1 回線（ひかり電話 17c h 9 番号） I S D N 1 回線 2 c h それぞれ直接収容可能なこと。
 - ※ただし、現在、OG810xi に、プロバイダーの情報があるため、業務用のルーター（PC 2 0 ～ 3 0 台程度接続可能）の提案をお願いします。
 - ・ 留守番電話機能(2ch6 時間)を有すること。
 - ・ デジタル多機能電話機 3 5 台以上接続可能なこと。
 - ・ 現有の設置場所ではなく 2 階の本会指定の部屋に設置可能なこと。
 - ・ 後で必要になった際に通話録音の内容を PC にて管理ができる仕様であること。
 - ・ 停電の際に ISDN 回線を利用して通話可能なこと。
- ② デジタル多機能電話機 3 5 台（うち 2 台の停電対応電話及び 2 台の内線電話）
 - ・ 24 ボタン以上有すること
 - ・ 停電時でも使用できるアナログ回線もしくは ISDN 回線を利用した停電対応電話機を 2 台含めること。
 - ・ 短縮電話の登録が可能か見積もりに記載し、費用が発生する場合は記載すること。
- ③ 配線ケーブル 1 式
 - ・ デジタル多機能電話交換機を 2 階に設置するため、新設にて配線を行うこと。（FAX を含め 3 9 台分）
 - ※多機能電話機 3 1 台、内線用電話機 2 台、停電対応電話機 2 台、家庭用電話機 2 台、FAX 2 台
合計 3 9 台)
 - ・ 2 階のボランティアルームはデジタル多機能電話機（停電対応電話機） 1 台の設置であるが、災害時において I S D N 回線を 1 回線（2 c h）使用する可能性があるため、機器配線を 2 回線分配線すること。
 - ・ I S D N 回線は 2 階から 1 階に LAN ケーブルを配線し（現在の OG810Xi の場所）に設置すること。
- ④ チャンネル数（総数 1 8 c h）及び設置台数
 - ・ 1 階事務所（ビジネスフォン 2 7 台 うち停電対応電話機 1 台含む）

番号 5個 6913-7070、7066、7512、9595、7676 (FAX)

ch数 11ch (4、2、3、1、1)

- ・2階 あんしんさぼーと (ビジネスフォン2台、既存の家庭用電話機と子機各1台)

番号 7041 ch数 2ch

- ・3階 調査員室 (ビジネスフォン3台、既存の家庭用電話機及び子機、コピーのFAX)

番号 6913-7370 ch数 3ch 3台(デジタル多機能電話機)

番号 6913-2788 ch数 1ch コピー機のFAXと家庭用電話

※2階ボランティアルームは停電対応電話機1台。(壁掛け)

※3階301・302会議室はビジネスフォン1台(壁掛け)。

※3階ボランティアルームと305会議室は内線用電話を各1台(壁掛け)。

※ISDN回線 6913-7571は災害用とする。2ch。現在のひかり電話よりISDNの回線に戻す。

④ UMT

- ・セキュリティ強化のため、新たにUMTを設置する。(20～30台程度)

⑤ 留守電話装置

1) 現在、-7066の部署に関しては業務時間が異なるため、家庭用電話機の留守機能を使用している。

2) -7070、-7512、-9595に関しては、外付けの留守番電話装置(タカコムAT-D770)で吹込みガイダンスにて留守機能を使用している。

更改後は上記の1)、2)をビジネスフォンと留守番電話装置を用いて音声ガイダンスにて設定可能であること。

※ -7066の部署の家庭用電話機2台をビジネスフォンに変更すること。

⑥ その他

- ・固定電話機の置台をこちらの指示どおり設置すること。(19台分)

4. 調達の範囲

- ① 電話交換機等設備の機器調達と更新作業
- ② 機器等の適切な稼働調査
- ③ 入替機器等撤去作業
- ④ 導入機器の使用方法説明
- ⑤ 電話交換機等が現在と同様に使用できるようにするために必要な作業
- ⑥ 電話交換機の2階への移設に必要な作業

5. 納入日

令和4年1月23日(月)～2月25日(土) 午後5時

※この期間の間で入札後、日程調整をさせていただきます。

6. 設置場所

大阪府大阪市鶴見区諸口 5 丁目浜 6-12 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会内

7. 問合せ先

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会 担当：松本・山本・寺本

大阪府大阪市鶴見区諸口 5 丁目浜 6-12 社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会内

TEL : 06-6913-7070

8. 見積書提出期日

令和 5 年 1 月 1 9 日 (木) 正午

※見積もり提出までに現場確認をすること。日程については担当者と調整すること。

9. 業者選定方法

- 個人情報のある事務所内での作業のため、応札業者は P マーク又は ISMS を取得しておく事を前提とする。
- 過去に市・区社会福祉協議会と契約・物品納入実績がある者
- 大阪府の競争入札参加者名簿に登録されている者
- 大阪市暴力団等排除措置網第 3 条に定める入札等排除措置をうけていないこと及び要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- 国及びその機関並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて 2 年間を経過する者
(参考) 大阪市契約規則、大阪市暴力団等排除措置要綱
- 選定方法は、仕様を満たし、かつ、見積金額が低額であることとする。
- 選定日時は、令和 5 年 1 月 2 0 日 (金) 午後 2 時から行い、令和 5 年 1 月 2 5 日 (水) までに結果連絡を実施する。

10. その他

- 選定後、選定業者は担当者等と連絡調整を行い、納入が円滑に行われるよう努めてること。
- 見積もりをする場合は、見積品のカタログ等を令和 5 年 1 月 1 3 日 (金) までに提出し、担当者の了承を得たうえで見積書を提出すること。
- 見積もりには現在使用している電話機及び電話台の処分費も入れること。
- 仕様に関する質問は、令和 5 年 1 月 1 0 日(火)まで FAX もしくはメールにて受付し、質問に関する回答は、令

和5年1月17日（火）までに FAX もしくはメールにて全業者に回答する。

- 本仕様内容と相違があり、費用に関わる内容があった場合は落札業者と大阪市鶴見区社会福祉協議会との協議の上で決定する事。
- 指名競争入札の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。また、支払い時における振込手数料は業者負担とする。